

不当・架空請求 例え…ワンクリック請求、身に覚えのない請求



こんな
手口に
注意!

不当請求

- パソコンや携帯電話でサイトにアクセスし、年齢ボタンをクリックしただけで、またはメールを開いただけで高額な請求をしてきます。
- 請求画面がパソコンに表示されたまま、消えないことがあります。

架空請求

- 突然、はがき、電話、電子メールなどで、身に覚えのない通販代金・有料サイト利用料金などを請求されます。
- 公的機関に似た名称、弁護士などをかたる場合もあります。
- 「最終通告」「裁判後、財産差し押さえ」などと、脅しととれる言葉で不安をあおります。
- 「至急、連絡を!」と電話するよう誘います。

! 高齢者の方へのアドバイス

請求に応じる必要はありません。

- メールを開いたりサイトにアクセスしたりしただけでは、契約は成立していません。身に覚えのない請求は無視してください。
- 請求者や差出人に連絡しないでください。連絡すると個人情報を相手に知らせることになり、相手はさらに執拗な請求を繰り返してきます。

家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

パソコンを急に利用しなくなった。

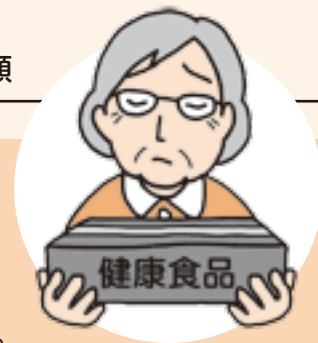
不審な請求書、督促状が届く。

- 請求画面が消えない場合は「システムの復元」を行きましょう。詳しい方法や予防策は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のウェブサイト(<http://www.ipa.go.jp/security/restore/>)を参照してください。
- 普段から悪質なトラブル事例を家族で話題にするとともに、個人情報を漏らさないように注意しましょう。

強引な電話勧誘による送りつけ 例え…健康食品、海産物、書籍類

こんな
手口に
注意!

- 消費者が申し込んでいないのに、「商品を送る」と強引な電話をかけ、受取を拒否されても再度電話で勧誘し、商品を送りつけて代金を請求します。
- 悪質な業者の中には、会社名を名乗らずに電話をかけてきて、断っても強引に送ると迫ってきたり、暴言を吐いてくることもあります。



! 高齢者の方へのアドバイス

申し込んでいなければ、きっぱり断りましょう。

- あいまいな返事をする、商品を送りつけられるかもしれません。
- 断った商品や注文していない商品が送られてきた場合は、受取を拒否しましょう。
- 家族の誰かが注文したかもしれないときは、家族に確認してから受け取るようにしましょう。

家族や周りの方へ 気づき見守りのポイント

着払いの伝票を見つけた。

不審な請求書や、見慣れない健康食品を見つけた。

- 断ったのに商品を送りつけられたら、すぐに消費生活相談窓口に相談しましょう。